

# 令和 8 年度京都府立井手やまぶき支援学校マイクロバス賃貸借業務仕様書

## 1 車種・台数等

マイクロバス 5 台

定員 28 名又は 29 名

(補助席を含む。但し、補助席以外の座席は 20 席以上確保すること。)

## 2 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの学校休業日等を除く 281 日

令和 8 年 4 月 8 日～7 月 17 日 101 日

令和 8 年 9 月 1 日～12 月 18 日 109 日

令和 9 年 1 月 8 日～3 月 19 日 71 日

## 3 車両の受渡場所

京都府立井手やまぶき支援学校

京都府綴喜郡井手町大字井手小字大塚 40-1

なお、学期ごとの開始日の前日納車、終了日の運行終了後引き取りとする。

## 4 車体条件

### (1) 車種

トヨタコースター、三菱ふそうローザ、日野リエッセⅡ、いすゞ JOURNEY  
日産シビリアン 等同等車可

### (2) 変速

MT・AT 問わない

### (3) 装備

ア パワーステアリング

イ ラジオ

ウ 標準車載工具

エ スペアタイヤ等パンク応急修理用品

オ 夜間照明灯

カ バックカメラ、モニター

キ エアコン

ク 灰皿及びカップホルダーは取り外し可能なら取り外して納車

### (4) 次の補償以上の保険に加入すること

ア 対人賠償 無制限

イ 対物賠償 無制限 (免責なし)

ウ 車 両 時価 (免責なし)

エ 人身傷害 1 名につき最高 3,000 万円

### (5) 冬用タイヤ装着期間

令和 9 年 1 月 8 日～3 月 19 日 (71 日)

## 5 その他

(1) 車検、定期点検は、本業務請負事業者の負担で学校休業期間中に実施する

こと。やむを得ず学校休業期間外での実施となる場合は、事前に当校に連絡の上、調整を行うこと。

(2) 故障等によりマイクロバスの運行ができない状況が生じた場合は、代替車両の手配等適切な対応を行うこと。

(3) 本業務で使用するマイクロバスは、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第29条の2第2号に定める通学を目的とした自動車に該当し、バス車内の置き去り防止を支援する安全装置を設置する必要があるため、本業務請負事業者は安全装置の設置について同意すること。

なお、設置に係る安全装置、取り付け及び取り外しに係る作業経費は京都府が負担し、期間終了後に原状回復して返却する。